

「品川区特別区税条例の一部を改正する条例」の概要

総務委員会資料
平成29年7月10日
総務部 税務課

項目	内容	施行期日	該当条文																									
(1) 軽自動車税における環境性能割の創設	<p>三輪以上の軽自動車の取得者に対し、環境性能に応じて税率が決定される「環境性能割」を創設する。</p> <p>① 課税標準は三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額とする。</p> <p>② 税率は2%を上限とし、燃費基準値達成度等に応じて、非課税、0.5%、1%および2%の4段階で決定する。</p> <p>③ 徴収は、申告納付の方法による。</p> <p>④ 納税義務者が正当な事由なく申告等をしなかった場合には、当該納税義務者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>⑤ 当分の間、東京都が賦課徴収等を行い、区が徴収取扱費を負担する。</p> <p>※ 環境性能割を創設することに伴い、現行の軽自動車税を「種別割」とする。</p> <p>適用：平成31年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車から</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">電気自動車等(※)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガソリン車 ハイブリッド車</td> <td>平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成32年度燃費基準110%達成</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成32年度燃費基準達成</td> <td>1%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準110%達成</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外のもの</td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 電気自動車等…電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス車(平成21年排出ガス規制より窒素酸化物10%低減達成)およびクリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス規制適合)</p>	区分		税率		自家用	営業用	電気自動車等(※)				ガソリン車 ハイブリッド車	平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成32年度燃費基準110%達成	非課税	非課税	平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成32年度燃費基準達成	1%	0.5%	平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準110%達成	2%	1%	上記以外のもの		2%	2%	平成31年10月1日	第37条 第37条の4から第37条の9まで 第38条から第40条まで 第42条から第46条の2まで 付則第5条の2から付則第6条まで
区分		税率																										
		自家用	営業用																									
電気自動車等(※)																												
ガソリン車 ハイブリッド車	平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成32年度燃費基準110%達成	非課税	非課税																									
	平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成32年度燃費基準達成	1%	0.5%																									
	平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準110%達成	2%	1%																									
上記以外のもの		2%	2%																									
(2) 軽自動車税におけるグリーン化特例(軽課)の見直し	<p>燃費性能の優れた軽自動車(新車に限る。)を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置(いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例(軽課)」)について、適用対象車両に係る燃料基準要件の見直しを行った上で、適用期限(現行：平成29年度分)を平成31年度分まで2年間延長する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【現行】平成28年4月1日から平成29年3月31日取得分</th> <th colspan="2">【改正後】平成29年4月1日から平成31年3月31日取得分</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>75%</td> <td>電気自動車等</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>平成32年度燃費基準120%達成</td> <td>50%</td> <td>平成32年度燃費基準130%達成</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>平成32年度燃費基準達成</td> <td>25%</td> <td>平成32年度燃費基準110%達成</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「電気自動車等」とは、電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制より窒素酸化物10%低減達成)をいう。</p> <p>※ ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車については、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年度排出ガス基準50%低減達成したものに限る。</p>	【現行】平成28年4月1日から平成29年3月31日取得分		【改正後】平成29年4月1日から平成31年3月31日取得分		区分	軽減率	区分	軽減率	電気自動車等	75%	電気自動車等	75%	平成32年度燃費基準120%達成	50%	平成32年度燃費基準130%達成	50%	平成32年度燃費基準達成	25%	平成32年度燃費基準110%達成	25%	公布の日	付則第6条				
【現行】平成28年4月1日から平成29年3月31日取得分		【改正後】平成29年4月1日から平成31年3月31日取得分																										
区分	軽減率	区分	軽減率																									
電気自動車等	75%	電気自動車等	75%																									
平成32年度燃費基準120%達成	50%	平成32年度燃費基準130%達成	50%																									
平成32年度燃費基準達成	25%	平成32年度燃費基準110%達成	25%																									
(3) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長	<p>所得税で住宅借入金等特別控除の適用がある場合で、所得税から控除しきれなかった額を翌年度の区民税から控除する住宅借入金等特別税額控除について、その適用期限(居住の用に供した日が平成31年6月30日まで)を平成33年12月31日まで2年6月間延長する。</p>	公布の日	付則第3条の5の2																									
(4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長	<p>区民税における優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡による長期譲渡所得に係る税率を軽減する特例について、適用期限(現行：平成29年度)を平成32年度まで3年間延長する。</p> <p>なお、長期譲渡所得に係る税率は、3%であるが、当該特例の適用により長期譲渡所得金額が2,000万円以下の部分にあつては2.4%となる。</p>	公布の日	付則第11条																									
(5) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限の延長	<p>農業を営む個人が、飼育した肉用牛(1頭当たりの売却価額が100万円(交雑牛は80万円、乳牛は50万円)未満の肉用牛)を家畜市場等で売却した場合に、その事業所得に係る区民税を免除する特例について、適用期限(平成30年度)を平成33年度まで3年間延長する。</p>	公布の日	付則第4条																									
(6) 特定配当等に係る所得への課税方式の選択の明確化	<p>特定配当等に係る所得について、納税義務者から提出された特別区民税・都民税申告書および確定申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、区長が課税方式(総合課税、申告分離課税または申告不要制度)を決定することができることを明確化する。</p>	公布の日	第15条 第20条の2 付則第7条 付則第14条の2 付則第14条の3																									
(7) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直しに伴う規定整備	<p>納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額38万円(給与収入103万円)以下である「控除対象配偶者」について、配偶者控除および配偶者特別控除が見直されたことに伴い、「同一生計配偶者」に名称変更されたことから、規定を整備する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除対象配偶者… 納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下のもの</td> <td>同一生計配偶者… 納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下のもの 控除対象配偶者… 同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 配偶者控除および配偶者特別控除の見直しの概要については2ページ参照</p>	現行	改正後	控除対象配偶者… 納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下のもの	同一生計配偶者… 納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下のもの 控除対象配偶者… 同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者	平成31年1月1日	第14条																				
現行	改正後																											
控除対象配偶者… 納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下のもの	同一生計配偶者… 納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下のもの 控除対象配偶者… 同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者																											

配偶者控除および配偶者特別控除の見直しについて

1 背景

平成29年度税制改正において、我が国の経済成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除および配偶者特別控除の見直しが行われた。

2 概要

(1) 配偶者控除について

配偶者の前年の合計所得金額が38万円(給与収入103万円)以下である場合に、33万円の所得控除がなされる配偶者控除について、新たに所得制限(納税者義務者の合計所得金額1,000万円以下)が設けられた。

(2) 配偶者特別控除について

納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の前年の合計所得金額が38万円超76万円未満(給与収入103万円超141万円未満)である場合に、配偶者の前年の合計所得金額に応じて所得控除がなされる配偶者特別控除について、当該配偶者の前年の合計所得金額を38万円超123万円以下(給与収入103万円超201万円以下)に引き上げられた。

3 関係法律

「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号/平成29年3月31日公布)」

4 施行期日

平成31年1月1日

【以下参考】

配偶者控除		単位：万円	
控除額	納税義務者の合計所得金額(給与収入)		
	改正前	→	改正後
33	一律		900(1,120)以下
22			900(1,120)超950(1,170)以下
11			950(1,170)超1,000(1,220)以下
適用なし			1,000(1,220)超

配偶者特別控除(納税義務者の合計所得金額900万円以下の場合) 単位：万円			
控除額	配偶者の合計所得金額(給与収入)		
	改正前	→	改正後
33	38(103)超45(110)未満		38(103)超90(155)以下
⋮	配偶者の合計所得金額に応じて控除額が減額		
⋮			
適用なし	76(141)以上		123(201)超

※納税義務者の合計所得金額が900万円超950万円以下(給与収入1,120万円超1,170万円以下)の場合には上記控除額の2/3、納税義務者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下(給与収入1,170万円超1,220万円以下)の場合には上記控除額の1/3とする。

新旧対照表

○品川区特別区税条例

新	旧
【第1条による改正】	【第1条による改正】
(均等割の税率の軽減)	(均等割の税率の軽減)
第14条 区民税の納税義務者が次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する場合においては、その者に対して課する均等割額は、前条の規定によつて課する額からそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。	第14条 区民税の納税義務者が次の各号の <u>一に</u> 該当する場合においては、その者に対して課する均等割額は、前条の規定によつて課する額からそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。
(1) 均等割を納付する義務がある <u>同一生計配偶者</u> または扶養親族 1,500円	(1) 均等割を納付する義務がある <u>控除対象配偶者</u> または扶養親族 1,500円
<u>(2) 前号に掲げる同一生計配偶者または扶養親族を2人以上有する者 当該同一生計配偶者または扶養親族1人について1,000円</u>	<u>(2) 前号に掲げる者を2人以上有する者 1,000円</u>
(所得割の課税標準)	(所得割の課税標準)
第15条 (第1項から第3項まで省略)	第15条 (第1項から第3項まで省略)
4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の <u>特定配当等申告書</u> (区民税の納税通知書が送達される時までに提出された <u>次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。</u>)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があるとき(<u>特定配当等申告書</u> にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。 <u>ただし、第1号に掲げる申告書および第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。</u>	4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の <u>第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。)</u> に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があるとき(<u>これらの申告書</u> にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。
<u>(1) 第23条第1項の規定による申告書</u>	
<u>(2) 第24条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u>	
(第5項省略)	(第5項省略)
6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の <u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u> (区民税の納税通知	6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の <u>第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後</u>

新	旧
<p>書が送達される時までに提出された<u>次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。</u>)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書および第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第23条第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第24条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>(配当割額または株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第20条の2 所得割の納税義務者が、<u>第15条第4項に規定する特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合または<u>同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について<u>同節第6款</u>の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額または当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第18条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第37条 軽自動車税は、<u>三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、原動機付自転車</u>、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、<u>当該軽自動車等の所有者に種別割によつて</u>課する。</p> <p>2 <u>前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 軽自動車等の所有者が法<u>第445条第1項</u>の規定により種別割を課すること</p>	<p><u>において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。</u>)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(<u>これらの申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>(配当割額または株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第20条の2 所得割の納税義務者が、<u>第15条第4項の申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合または<u>同条第6項の申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について<u>法第2章第1節第6款</u>の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額または当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第18条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第37条 軽自動車税は、<u>原動機付自転車</u>、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、<u>その所有者に課する。</u></p> <p>2 <u>軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</u></p> <p>3 軽自動車等の所有者が法<u>第443条第1項</u>の規定によつて軽自動車税を課す</p>

新	旧
<p>ができない者である場合には、<u>第1項の規定にかかわらず</u>、その使用者に課する。ただし、公用または公共の用に供する<u>軽自動車等</u>については、これを課さない。</p> <p><u>(軽自動車税のみならず課税)</u></p> <p><u>第37条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車またはその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税）</p> <p><u>第37条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p> <p><u>(環境性能割の課税標準)</u></p> <p><u>第37条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の税率)</u></p>	<p>ることができない者である場合<u>においては</u>、その使用者に課する。ただし、公用または公共の用に供する<u>もの</u>については、これを課さない。</p> <p>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税）</p> <p><u>第37条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p>

新	旧
<p><u>第37条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p><u>(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p><u>(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p><u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p><u>第37条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><u>第37条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を区長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を区長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p><u>第37条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、または報告すべき事項について正当な事由がなくて申告または報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、区長が定める。</u></p> <p><u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p> <p><u>第37条の9 区長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車または第46条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p> <p><u>(種別割の課税免除)</u></p>	<p>(<u>軽自動車税</u>の課税免除)</p>

新	旧
<p>第38条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、<u>種別割</u>を課さない。 (第1号から第3号まで省略) (<u>種別割</u>の税率)</p> <p>第39条 <u>次</u>の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割の税率は</u>、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (第1号省略) (2) 軽自動車および小型特殊自動車 ア 軽自動車 <u>(ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</u> <u>(イ) 三輪のもの 年額 3,900円</u> <u>(ウ) 四輪以上のもの</u> a <u>乗用のもの</u> 営業用 年額 6,900円 自家用 年額 1万800円 b <u>貨物用のもの</u> <u>営業用 年額 3,800円</u> <u>自家用 年額 5,000円</u> c <u>専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円</u> イ 小型特殊自動車 <u>(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円</u> <u>(イ) その他のもの 年額 5,900円</u> (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円 2 前項の規定にかかわらず、軽自動車等の使用に対して課する<u>種別割</u>の税率は、同項各号に規定する税率の7割に相当する額とする。 (<u>種別割</u>の賦課期日および納期)</p> <p>第40条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>種別割</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。 (<u>種別割</u>の徴収の方法)</p> <p>第42条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によつて徴収する。 (<u>種別割</u>に関する申告または報告)</p> <p>第43条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者または使用者(以下<u>この節</u>において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者</p>	<p>第38条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。 (第1号から第3号まで省略) (<u>軽自動車税</u>の税率)</p> <p>第39条 <u>軽自動車税の税率は、次</u>の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (第1号省略) (2) 軽自動車および小型特殊自動車 ア 軽自動車 <u>二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</u> <u>三輪のもの 年額 3,900円</u> <u>四輪以上のもの</u> <u>乗用のもの</u> <u>営業用 年額 6,900円</u> <u>自家用 年額 1万800円</u> <u>貨物用のもの</u> <u>営業用 年額 3,800円</u> <u>自家用 年額 5,000円</u> <u>専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円</u> イ 小型特殊自動車 <u>農耕作業用のもの 年額 2,400円</u> <u>その他のもの 年額 5,900円</u> (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円 2 前項の規定にかかわらず、軽自動車等の使用に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、同項各号に規定する税率の7割に相当する額とする。 (<u>軽自動車税</u>の賦課期日および納期)</p> <p>第40条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。 (<u>軽自動車税</u>の徴収の方法)</p> <p>第42条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によつて徴収する。 (<u>軽自動車税</u>に関する申告または報告)</p> <p>第43条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者または使用者(以下<u>本節</u>において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者</p>

新	旧
<p>等となつた日から15日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書ならびにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書ならびに原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書ならびに原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>4 第37条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、区長から当該軽自動車等の買主の住所または居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を区長に提出しなければならない。 (第1号から第5号まで省略) (種別割に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第44条 軽自動車等の所有者等または第37条の2第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、または報告すべき事項について正当な理由がなくて申告または報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 (第2項および第3項省略) (原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第45条 (第1項省略)</p> <p>2 法第445条もしくは第38条第1号または第37条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されない原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者は、</p>	<p>者等となつた日から15日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書ならびにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書ならびに原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書ならびに原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>4 第37条第2項に規定する軽自動車等の売主は、区長から当該軽自動車等の買主の住所または居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を区長に提出しなければならない。 (第1号から第5号まで省略) (軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第44条 軽自動車等の所有者等または第37条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、または報告すべき事項について正当な理由がなくて申告または報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 (第2項および第3項省略) (原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第45条 (第1項省略)</p> <p>2 法第443条もしくは第38条第1号または第37条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されない原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者</p>

新	旧
<p>その主たる定置場が、区内に所在することとなったときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車または小型特殊自動車が法第445条もしくは第38条第1号または第37条第3項ただし書の規定によつて<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者についても、また、同様とする。</p>	<p>は、その主たる定置場が、区内に所在することとなったときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車または小型特殊自動車が法第443条もしくは第38条第1号または第37条第3項ただし書の規定によつて<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者についても、また、同様とする。</p>
<p>(第3項から第8項まで省略)</p> <p>9 第2項または第5項の標識および<u>第6項</u>の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなつたとき、または当該原動機付自転車または小型特殊自動車を所有しないこととなつたときもしくは当該原動機付自転車または小型特殊自動車に対して、<u>種別割</u>が課されることとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に区長に対し、その標識および証明書を返納しなければならない。</p>	<p>(第3項から第8項まで省略)</p> <p>9 第2項または第5項の標識および<u>第六項</u>の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなつたとき、または当該原動機付自転車または小型特殊自動車を所有しないこととなつたときもしくは当該原動機付自転車または小型特殊自動車に対して、<u>軽自動車税</u>が課されることとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に区長に対し、その標識および証明書を返納しなければならない。</p>
<p>(<u>種別割</u>の減免)</p>	<p>(<u>軽自動車税</u>の減免)</p>
<p>第46条 区長は、<u>種別割</u>の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、<u>種別割</u>を<u>減免する</u>。</p>	<p>第46条 区長は、<u>軽自動車税</u>の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、<u>軽自動車税</u>を<u>減免することができる</u>。</p>
<p>(第1号から第3号まで省略)</p>	<p>(第1号から第3号まで省略)</p>
<p>2 前項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p>
<p>(第1号から第8号まで省略)</p>	<p>(第1号から第8号まで省略)</p>
<p><u>3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。</u></p>	<p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p>
<p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p>	<p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p>
<p>第46条の2 区長は、次の各号に掲げる軽自動車等<u>のうち必要と認めるもの</u>に対しては、<u>種別割</u>を<u>減免する</u>。</p>	<p>第46条の2 区長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を<u>減免することができる</u>。</p>
<p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)ま</p>	<p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)ま</p>

新	旧
<p>たは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者または精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者もしくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者または当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳もしくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者または身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>（第1号から第6号まで省略）</p> <p>3 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p>	<p>たは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者または精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者もしくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者または当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの<u>のうち、区長が必要と認めるもの</u>（1台に限る。）</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳もしくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下本項において「療育手帳等」という。）または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者または身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>（第1号から第6号まで省略）</p> <p>3 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p>

新	旧
<p><u>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。</u></p> <p>付 則</p> <p>第3条の5の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条および第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 （第2項および第3項省略） （肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）</p> <p>第4条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。 （第2項および第3項省略） <u>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</u></p> <p><u>第5条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</u></p> <p><u>第5条の3 区長は、当分の間、第37条の9の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p>	<p>付 則</p> <p>第3条の5の2 平成22年度から<u>平成41年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から<u>平成31年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条および第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 （第2項および第3項省略） （肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）</p> <p>第4条 昭和57年度から<u>平成30年度</u>までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。 （第2項および第3項省略）</p>

新	旧																															
<p><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u> 第5条の4 <u>第37条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u> 第5条の5 <u>区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u> 第5条の6 <u>営業用の三輪以上の軽自動車に対する第37条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="168 592 1095 715"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>2 <u>自家用の三輪以上の軽自動車に対する第37条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u> <u>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</u> 第6条 法附則第30条第1項に<u>掲げる</u>三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は<u>最初の法第444条第3項に規定する</u>車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の<u>種別割</u>に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる<u>同項</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="183 1131 1066 1332"> <tr> <td rowspan="5">第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>1万2,900円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	第2号ア	3,900円	4,600円	6,900円	8,200円	1万800円	1万2,900円	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	<p><u>(軽自動車税の税率の特例)</u> 第6条 法附則第30条第1項に<u>規定する</u>三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は<u>初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による</u>車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 1131 2051 1332"> <tr> <td rowspan="5">第39条第1項第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>1万2,900円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>	第39条第1項第2号ア	3,900円	4,600円	6,900円	8,200円	1万800円	1万2,900円	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円
第1号	100分の1	100分の0.5																														
第2号	100分の2	100分の1																														
第3号	100分の3	100分の2																														
第2号ア	3,900円	4,600円																														
	6,900円	8,200円																														
	1万800円	1万2,900円																														
	3,800円	4,500円																														
	5,000円	6,000円																														
第39条第1項第2号ア	3,900円	4,600円																														
	6,900円	8,200円																														
	1万800円	1万2,900円																														
	3,800円	4,500円																														
	5,000円	6,000円																														
<p>2 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第1項の規定により読み</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第1項の規定により読み</p>																															

新			旧																																																														
<p>替えて適用される場合を含む。) 」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) 」とする。</p> <p>3 法附則第30条第3項第1号および第2号に<u>掲げる</u>三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる<u>同項</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td><u>第2号ア</u></td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table> <p>4 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) 」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) 」とする。</p> <p>5 法附則第30条第4項第1号および第2号に<u>掲げる</u>三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>以下この条（第9項を除く。）</u>において同じ。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる<u>同項</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td><u>第2号ア</u></td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第5項の規定により読み</p>			<u>第2号ア</u>	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		1万800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	<u>第2号ア</u>	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		1万800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	<p>替えて適用される場合を含む。) 」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) 」とする。</p> <p>3 法附則第30条第3項第1号および第2号に<u>規定する</u>三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td><u>第39条第1項第2号ア</u></td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table> <p>4 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) 」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) 」とする。</p> <p>5 法附則第30条第4項第1号および第2号に<u>規定する</u>三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>第7項</u>において同じ。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td><u>第39条第1項第2号ア</u></td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第5項の規定により読み</p>			<u>第39条第1項第2号ア</u>	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		1万800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	<u>第39条第1項第2号ア</u>	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		1万800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円
<u>第2号ア</u>	3,900円	1,000円																																																															
	6,900円	1,800円																																																															
	1万800円	2,700円																																																															
	3,800円	1,000円																																																															
	5,000円	1,300円																																																															
<u>第2号ア</u>	3,900円	2,000円																																																															
	6,900円	3,500円																																																															
	1万800円	5,400円																																																															
	3,800円	1,900円																																																															
	5,000円	2,500円																																																															
<u>第39条第1項第2号ア</u>	3,900円	1,000円																																																															
	6,900円	1,800円																																																															
	1万800円	2,700円																																																															
	3,800円	1,000円																																																															
	5,000円	1,300円																																																															
<u>第39条第1項第2号ア</u>	3,900円	2,000円																																																															
	6,900円	3,500円																																																															
	1万800円	5,400円																																																															
	3,800円	1,900円																																																															
	5,000円	2,500円																																																															

新	旧																														
<p>替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p>	<p>替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p>																														
<p>7 法附則第30条第5項第1号および第2号に<u>掲げる</u>三輪以上の軽自動車（第5項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる<u>同項</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>7 法附則第30条第5項第1号および第2号に<u>規定する</u>三輪以上の軽自動車（第5項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																														
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="183 517 519 555"><u>第2号ア</u></td> <td data-bbox="524 517 792 555">3,900円</td> <td data-bbox="797 517 1066 555">3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="524 558 792 596">6,900円</td> <td data-bbox="797 558 1066 596">5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="524 600 792 638">1万800円</td> <td data-bbox="797 600 1066 638">8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="524 641 792 679">3,800円</td> <td data-bbox="797 641 1066 679">2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="524 683 792 721">5,000円</td> <td data-bbox="797 683 1066 721">3,800円</td> </tr> </table>	<u>第2号ア</u>	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		1万800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 517 1505 555"><u>第39条第1項第2号ア</u></td> <td data-bbox="1509 517 1778 555">3,900円</td> <td data-bbox="1783 517 2051 555">3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1509 558 1778 596">6,900円</td> <td data-bbox="1783 558 2051 596">5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1509 600 1778 638">1万800円</td> <td data-bbox="1783 600 2051 638">8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1509 641 1778 679">3,800円</td> <td data-bbox="1783 641 2051 679">2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1509 683 1778 721">5,000円</td> <td data-bbox="1783 683 2051 721">3,800円</td> </tr> </table>	<u>第39条第1項第2号ア</u>	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		1万800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円
<u>第2号ア</u>	3,900円	3,000円																													
	6,900円	5,200円																													
	1万800円	8,100円																													
	3,800円	2,900円																													
	5,000円	3,800円																													
<u>第39条第1項第2号ア</u>	3,900円	3,000円																													
	6,900円	5,200円																													
	1万800円	8,100円																													
	3,800円	2,900円																													
	5,000円	3,800円																													
<p>8 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p>	<p>8 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p>																														
<p><u>9 法附則第30条第6項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる<u>同条第1項</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>																															
<p><u>10 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</u></p>																															
<p><u>11 法附則第30条第7項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対</u></p>																															

新	旧
<p>する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第5項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>12 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第11項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第11項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p>13 法附則第30条第8項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第7項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>14 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第13項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第13項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第6条の2 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第3項、第5項、第7項、第9項、第11項および第13項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>（第2項から第4項まで省略）</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例）</p>	<p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第6条の2 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第3項、第5項および第7項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>（第2項から第4項まで省略）</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例）</p>

新	旧
<p>第7条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の区民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第15条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、区民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項および第2項ならびに第18条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p><u>(1) 第15条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> <p><u>(2) 第15条第4項第1号に掲げる申告書および同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるとき。</u></p> <p>(第3項省略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第11条 昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得のもととなる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則<u>第34条の2第1項</u>に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、<u>前条第1項</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、<u>当該各号</u>に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(第1号および第2号省略)</p>	<p>第7条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の区民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第15条第4項に規定する<u>申告書</u>を提出した場合に限り適用するものとし、区民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について<u>第15条第1項</u>および第2項ならびに第18条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第11条 昭和63年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得のもととなる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則<u>第34条の2第4項</u>に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。<u>以下この条</u>において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、<u>同項</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、<u>当該各号</u>に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(第1号および第2号省略)</p>

新	旧
<p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得のもととなる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則<u>第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなる<u>ときは</u>、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p>	<p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得のもととなる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則<u>第34条の2第9項</u>の規定に該当することとなる<u>場合においては</u>、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p>
<p>(第3項省略)</p>	<p>(第3項省略)</p>
<p>(特例適用利子等および特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p>	<p>(特例適用利子等および特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p>
<p>第14条の2 (第1項から第3項まで省略)</p>	<p>第14条の2 (第1項から第3項まで省略)</p>
<p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特例適用配当等申告書</u>（区民税の納税通知書が送達される時までに提出された<u>次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。</u>）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（<u>特例適用配当等申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。<u>ただし、第1号に掲げる申告書および第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第23条第1項の規定による申告書</u>（<u>その提出期限までに提出されたものおよびその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第24条第1項に規定する確定申告書を含む。</u>）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（<u>これらの申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p>
<p>(1) <u>第23条第1項の規定による申告書</u></p>	
<p>(2) <u>第24条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p>	
<p>(第5項省略)</p>	<p>(第5項省略)</p>
<p>(条約適用利子等および条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p>	<p>(条約適用利子等および条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p>
<p>第14条の3 (第1項から第3項まで省略)</p>	<p>第14条の3 (第1項から第3項まで省略)</p>
<p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>条約適用配当等申告書</u>（区民税の納税通知書が送達される時までに提出された<u>次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。</u>）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（<u>条約適用配</u></p>	<p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第23条第1項の規定による申告書</u>（<u>その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。</u>）に前項後段の規定の</p>

新	旧
<p>当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。<u>ただし、第1号に掲げる申告書および第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第23条第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第24条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>(第5項省略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第20条の2の規定の適用については、同条第1項中「または同条第6項」とあるのは「もしくは付則第14条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>同条第4項に規定する条約適用配当等申告書</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨および当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(<u>条約適用配当等申告書</u>にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定および法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、または第15条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p style="text-align: center;">【第2条による改正】</p> <p>付 則 (軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>	<p>適用を受けようとする旨の記載があるとき (<u>これらの申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</p> <p>(第5項省略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第20条の2の規定の適用については、同条第1項中「または同条第6項」とあるのは「もしくは付則第14条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。)</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨および当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合 (<u>これらの申告書</u>にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定および法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、または第15条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p style="text-align: center;">【第2条による改正】</p> <p>付 則 (軽自動車税種別割の税率の特例)</p>

新	旧																																													
<p>第6条 法附則第30条第1項に掲げる三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> <td style="text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア(ウ) a</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1万800円</td> <td style="text-align: center;">1万2,900円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア(ウ) b</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p>3 <u>（削除）</u></p> <p>4 <u>（削除）</u></p> <p>5 <u>（削除）</u></p>	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円		1万800円	1万2,900円	第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	<p>第6条 法附則第30条第1項に掲げる三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定 <u>（以下この条において「初回車両番号指定」という。）</u>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> <td style="text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1万800円</td> <td style="text-align: center;">1万2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p>3 <u>法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>第2号ア</td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1万800円</td> <td style="text-align: center;">2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">1,300円</td> </tr> </table> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</u></p> <p>5 <u>法附則第30条第4項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガ</u></p>	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		1万800円	1万2,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		1万800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																																												
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円																																												
	1万800円	1万2,900円																																												
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円																																												
	5,000円	6,000円																																												
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																																												
	6,900円	8,200円																																												
	1万800円	1万2,900円																																												
	3,800円	4,500円																																												
	5,000円	6,000円																																												
第2号ア	3,900円	1,000円																																												
	6,900円	1,800円																																												
	1万800円	2,700円																																												
	3,800円	1,000円																																												
	5,000円	1,300円																																												

新	旧															
	<p><u>ソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第9項を除く。）において同じ。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車</u>が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 405 2051 603"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table>	第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		1万800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円
第2号ア	3,900円	2,000円														
	6,900円	3,500円														
	1万800円	5,400円														
	3,800円	1,900円														
	5,000円	2,500円														
<p><u>6 (削除)</u></p>	<p><u>6 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</u></p>															
<p><u>7 (削除)</u></p>	<p><u>7 法附則第30条第5項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（第5項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車</u>が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 1023 2051 1225"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>	第2号ア	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		1万800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円
第2号ア	3,900円	3,000円														
	6,900円	5,200円														
	1万800円	8,100円														
	3,800円	2,900円														
	5,000円	3,800円														
<p><u>8 (削除)</u></p>	<p><u>8 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</u></p>															

新	旧
9 <u>(削除)</u>	9 <u>法附則第30条第6項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の右欄に掲げる第39条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の左欄に掲げる字句とする。</u>
10 <u>(削除)</u>	10 <u>前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</u>
11 <u>(削除)</u>	11 <u>法附則第30条第7項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第5項の表の右欄に掲げる第39条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の左欄に掲げる字句とする。</u>
12 <u>(削除)</u>	12 <u>前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第11項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第11項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</u>
13 <u>(削除)</u>	13 <u>法附則第30条第8項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第7項の表の右欄に掲げる第39条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の左欄に掲げる字句とする。</u>

新	旧
<p><u>14 (削除)</u></p> <p><u>第6条の2 (削除)</u></p> <p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定</u></p>	<p><u>14 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第13項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第13項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>第6条の2 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第3項、第5項、第7項、第9項、第11項および第13項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>2 区長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第40条第2項に規定する納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第43条および第44条の規定を除く。）を適用する。</u></p> <p><u>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>4 第2項の規定の適用がある場合における第8条の規定の適用については、同条中「納期限」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。</u></p>

新	旧
<p>は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中品川区特別区税条例第14条各号の改正規定および次条第2項の規定 平成31年1月1日</p> <p>(2) 第1条中品川区特別区税条例第37条の改正規定、第37条の2を第37条の3とし、第37条の次に1条を加える改正規定、第38条の前に6条を加える改正規定、第38条から第40条までおよび第42条から第45条までの改正規定、第46条の見出しならびに同条第1項および第2項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、第46条の2の見出しおよび同条第1項から第3項までの改正規定、同条に1項を加える改正規定、付則5条の次に5条を加える改正規定ならびに付則第6条の見出しおよび同条第1項の改正規定（「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改める部分および「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える部分に限る。）、第2条の規定ならびに付則第3条および第4条の規定 平成31年10月1日 （区民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の品川区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中特別区民税（以下「区民税」という。）に関する部分は、平成30年度以後の年度分の区民税について適用し、平成29年度分までの区民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第1号に掲げる規定による改正後の品川区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。 （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 （品川区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）</p> <p>第4条 品川区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年品川区条例第36号）の一部を次のように改正する。</p>	

新		旧
<p>付則第5条第1項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第39条第1項および新条例」を「品川区特別区税条例第39条第1項および」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項の表を次のように改める。</p>		
第39条第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第39条第1項第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	1万800円	7,200円
第39条第1項第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
付則第6条第1項の表以外の部分	第39条第1項	品川区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年品川区条例第36号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第39条第1項
	同項	平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される同項
付則第6条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第39条第1項第2号ア(イ)

新			旧
	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>	
<u>付則第6条第1項の表第2号ア(ウ) aの項</u>	<u>第2号ア(ウ) a</u>	<u>平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第39条第1項第2号ア(ウ) a</u>	
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>	
	<u>1万800円</u>	<u>7,200円</u>	
<u>付則第6条第1項の表第2号ア(ウ) bの項</u>	<u>第2号ア(ウ) b</u>	<u>平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第39条第1項第2号ア(ウ) b</u>	
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>	
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>	
<u>付則第5条第2項および第3項中「新条例」を「品川区特別区税条例」に改める。</u>			